

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（146）」

2. 日時：令和6年2月8日(木) 13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、

佐藤主任安全審査官、松末技術参与

電源開発株式会社 首藤 敦 執行役員 原子力事業本部長代理 他9名

5. 要旨

(1) 電源開発(株)から、第1013回審査会合(令和3年11月5日開催)等での指摘に対するコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、以下について事実確認を行った。

- ・ 前回審査会合では、「隆起再現断層による地震」の地震動評価に用いる震源モデルは、隆起シミュレーションにより地形発達過程の再現性があると評価した震源モデルを選定したとの説明であったが、今回、地形発達過程の再現性に係る判定基準を明確に示すことは困難と判断し、隆起シミュレーションを取りやめたとのことであるが、指摘事項への回答として、その経緯や理由を簡潔に説明すること。
- ・ 震源モデル設定方針を変更したことに伴い、地震名称を「隆起再現断層による地震」から「大間崎付近に想定する地震」へ、断層を設定しうる想定領域を「隆起再現断層の想定領域」から「震源を想定する領域」へ、呼称を変更したとのことであるが、これらの名称は震源断層モデル設定方針変更の趣旨を踏まえ適切であるのか、また、本評価を行う目的が不明確となっていることから、再度検討を行うこと。

(3) 電源開発(株)から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)
- ・ 2023.11.2ヒアリング資料からの主な変更箇所について

- ・ 大間原子力発電所 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち内陸地殻内地震について（コメント回答 その3）（大間崎付近に想定する地震の地震動評価方針）